

●香川県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年3月6日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡田丸亀線（195号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田西字東原 938番1地先から 丸亀市綾歌町岡田西字東原 948番地先まで	11.7～13.9	100	令和2年10月27日付け香川県告示第329号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和8年3月6日